

ID: 5441

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項		
法令番号			
【基準】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)第1項の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日